

山形県内のお客さまにおける二重計量事例について

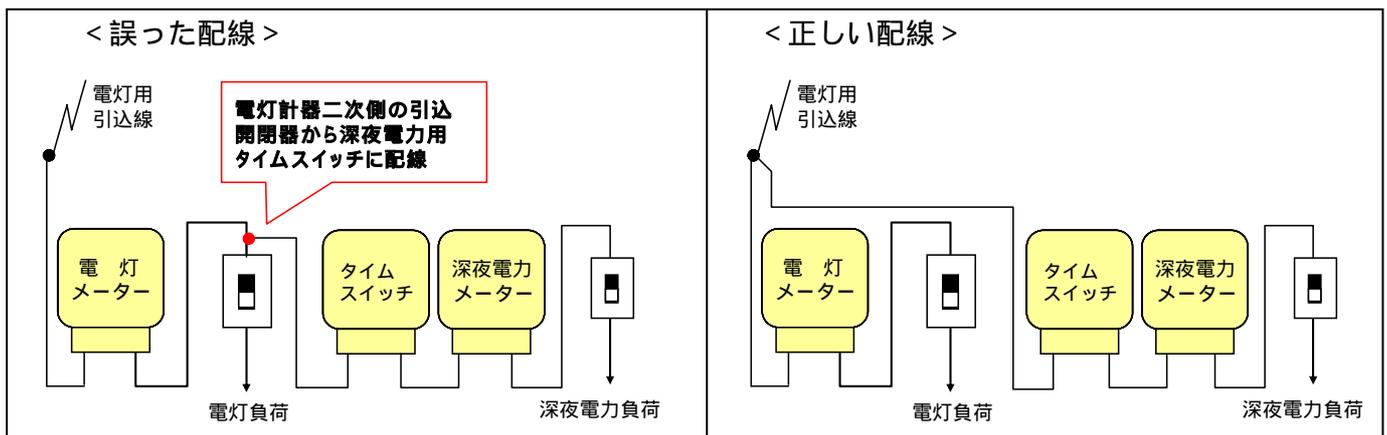
1. 発生場所 山形県鶴岡市内 [商店のお客さま]
2. ご契約種別 深夜電力B（電気温水器や蓄熱式暖房器・床暖房などの夜間機器を使用する契約で毎日午後11時から翌朝7時まで8時間通電）

3. これまでの経緯

- ・ 昭和49年11月10日、当該お客さまが深夜電力契約を新設。
- ・ 昭和63年5月頃、商店街開発事業に伴い当該お客さまが依頼した工事会社にて電力量計の位置変更工事を実施した際に誤って配線した。
- ・ 平成19年8月7日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、当社社員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
- ・ 平成20年11月6日、当社の請負工事会社が電力量計の期間満了に伴う取替え工事を実施したが、誤配線を発見できなかった。
- ・ 平成21年9月4日、二重計量の再発防止対策の一つとして実施したバックアップ調査において、当社社員が当該お客さまの誤配線を発見した。

4. 誤配線の状況

本来、深夜電力用タイムスイッチは引込線で分岐して配線されるが、電灯計量器二次側にある引込開閉器から深夜電力用タイムスイッチに配線されていた。



5. 当該お客さまへの対応

- ・ 誤配線を発見した当日、当該お客さまに対してお詫びするとともに、当社にて改修工事を実施した。
- ・ 平成21年9月18日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行なった。

以上